

川根本町地球温暖化対策実行計画

平成26年3月
川 根 本 町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球環境問題の深刻化	1
2 地球温暖化とその影響	1
(1) 地球温暖化のメカニズム	1
(2) 地球温暖化の影響	1
3 地球温暖化対策への取組	2
(1) 世界的な取組	2
(2) 国内での取組	2
4 川根本町環境方針の制定	3
第2章 計画の基本的事項	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の目的	4
3 計画の範囲	4
4 計画の期間	4
5 計画の対象とする温室効果ガス	5
第3章 温室効果ガスの排出状況	6
1 排出状況の推移	6
2 基準年度（平成24年度）の排出状況の詳細	7
(1) 総排出量	7
(2) 発生源別排出状況	7
第4章 計画の目標と方針	8
1 温室効果ガス排出量の削減目標	8
2 取組方針	8
3 取組目標	9
4 取組項目	10
第5章 推進体制	11
1 推進体制	11
2 進行管理	12
3 職員への啓発	13
(1) 計画の周知	13
(2) 研修の実施	13
4 監査	13
5 公表	13

第1章 計画策定の背景

1 地球環境問題の深刻化

世界の人口は2050年(平成62年)には93億人まで増加すると予想されており、世界自然保護基金(WWF)によると、人口増加や消費のトレンドが現在のまま持続した場合、2030年(平成42年)には、人類の資源消費や環境負荷の規模は地球の自然再生能力の2倍になると予想されています。現に世界各地では、経済活動の進展及び貧困格差の拡大によって、水不足の深刻化や資源の需給バランスの悪化、気候変動、水・大気環境の汚染、回復不能な生物多様性の喪失といった問題が発生しています。

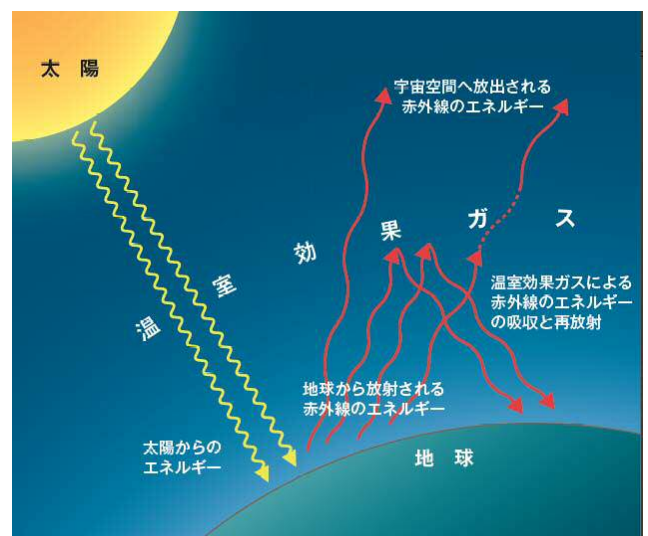
我が国においても、東日本大震災により、広範な地域における人々の生活基盤が破壊されるとともに、原子力災害がもたらした放射性物質による汚染の影響は甚大であり、地域再生や自然災害リスクの軽減、エネルギー需給問題など、深刻かつ長期的な課題が山積しています。

2 地球温暖化とその影響

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化は、化石燃料の燃焼等によって生じる二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスが原因で引き起こされます。

太陽から放射される熱が地表面を温め、温められた地表面からは余分な熱が宇宙に向け放射されます。大気中の温室効果ガス濃度が高くなると、宇宙に放出されるべき熱を温室効果ガスが吸収・再放射し、地表面の温度が上昇します。これが地球温暖化のメカニズムです。



出典：「地球温暖化の影響・適応情報資料集」環境省

(2) 地球温暖化の影響

近年の人間活動の拡大に伴って温室効果ガスが人為的に大量に大気中に排出されることで、地球温暖化は年々進行しています。

※¹ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が2007年(平成19年)に取りまとめた第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年(明治39年～平成17年)の間に0.74℃上昇し、平均海面水位は1993年(平成5年)以降の10年間で年平均3.1mmの割合で上昇しました。また、南北両半球で山岳氷河と積雪面積が縮小傾向にあり、北半球の積雪面積は1980年(昭和55年)後半に年平均5%減少しました。

こうした地球温暖化の進行により、水温の上昇や水質の悪化といった水環境、河川流量の変化や融雪の早まり等の水資源、生物種の絶滅や分布変化、生態系の劣化等の自然生態系に及ぶ自然環境への影響に加え、作物の品質低下や栽培適地の移動、養殖の不振といった農林水産業、高潮や台風、ゲリラ豪雨による河川洪水、土砂災害の発生率の高まり、熱中症や感染症の増加といった健康面にまで広がり、人間社会へ及ぼす影響も深刻化しています。

※¹ 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織

3 地球温暖化対策への取組

(1) 世界的な取組

地球温暖化を防止するため、多くの国の署名により、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効し、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを目標に掲げ、1994年（平成6年）から世界的な取組が開始されました。

1997年（平成9年）には国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が京都で開催され、先進各国から排出される温室効果ガスの具体的な削減数値目標や、その達成方法などを定めた「京都議定書」が採択されました。この中で日本は、温室効果ガスの総排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までに、1990年（平成2年）比で6%削減する目標を定めました。

2009年（平成21年）12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）及び京都議定書第5回締約国会議（COP/MOP5）では、先進国は削減目標、途上国は削減行動を提出すること等を盛り込んだ

「コペンハーゲン合意」が作成され、日本は温室効果ガスを2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で25%削減するとの目標を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

2012年（平成24年）11月から12月にかけて行われた京都議定書第8回締約国会議（COP/MOP8）においては、2013年（平成25年）から2020年（平成32年）までの各国の削減目標が新たに定められましたが、世界の二酸化炭素排出量のうちこの第二約束期間で削減義務を負う国の排出量の割合は15%程度に過ぎないことや、現在、京都議定書締約国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う国の排出量は世界の4分の1に過ぎないことから、こうした枠組みを固定化することは、我が国が目指す公平かつ実効的な国際枠組みにつながらないとし、日本は第二約束期間に参加しないこととしました。

(2) 国内での取組

地球環境問題が国際的に重要な問題として認識されるにつれて、国内においても政府一体となって総合的に施策を進めていく必要が生じ、1989年（平成元年）5月に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が設置され、また、同年7月には環境庁長官が地球環境問題担当大臣に任命されるなど、国内体制の整備も進んできました。

このような経緯を経て1990年（平成2年）10月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において、「地球温暖化防止行動計画」が策定され、温暖化対策を計画的・総合的に推進していくための政府方針と今後取り組むべき対策の全体像を明確にしました。

さらに、「京都議定書」が採択されたことを受け、1998年（平成10年）に「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携しつつ地球温暖化対策を強力に推進していく方針を固めるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を施行し、それぞれの責務を明確にしました。なお、この法律の中では、地方公共団体が自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のための計画の策定が義務付けられており、本計画はそれを受けて策定されています。

こうして、国内においても地球温暖化対策に向けた様々な取組が行われてきましたが、京都議定書の第一約束期間が終了した2013年（平成25年）以降については、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、引き続き積極的に取り組んでいくこととしながら、2020年（平成32年）までの削減目標については、25%削減目標をゼロベースで見直すこととしました。

川根本町環境方針

【基本理念】

近年、地球温暖化をはじめとして、経済活動が地球の環境に与える影響の大きさが広く認識されるようになりました。自然界における環境は大気・水・土壌・生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。私たちを取り巻く昨今の環境問題は、健全な物質の循環が阻害され、資源やエネルギーを大量に使用する現代社会のあり方そのものに根ざしています。このため、現在の社会経済の構造、私たちの生活のあり方と価値観を環境の視点からも変革していくことが求められています。

一方、私たちの地域は、古来、豊かな自然の恵みを享受しており、自然を持続的に利用する知恵と技、自然を慈しむ文化を育んできました。自然環境に必要以上に負荷を与えない自然共生型の生活様式をつくりあげ、再生産可能な資材を有効に活用する 21 世紀の社会の仕組みを構築していく上で、農山村の暮らしはモデルとなりうると思います。今後もこの自然を守り育むとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、本来の暮らし方、物づくりや連携・交流のあり方を提案・実践していくことが「川根本町」の使命と考えています。

こうした基本的な認識の下で、環境への負荷を抑える取り組みを効果的に行う実践的取り組みとして、川根本町役場が、「エコアクション21」を導入します。職員が自分の仕事を通じて、環境との係りに気付き、環境への負荷を減らすため、目標を設定し、計画的に取り組み、結果を評価し、見直し実行する、継続的な取り組みを実践します。この取り組みを通じて、環境への取組の推進だけでなく、経費の節減など行財政改革の推進、目標管理の徹底、法令順守など役場管理の品質や信頼性の向上を目指します。

川根本町の町の将来像、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～実現には、これからも自然環境と生産・生活環境を調和させることが欠かせません。それには、エコアクション21の取り組みが、その「手引き」となり、私たち地域がこれまで培った知恵や知識、様々な地域資源に対する知見を活かすことが求められます。役場組織だけでなく、自治会などの地縁型コミュニティーに加えNPO、事業所、地域内外個人・団体など、様々な組織が目的を相互に共有して穏やかな連携をしながら活動を継続することが必要と考えます。

【行動指針】

- ①役場の職員は、「水と森の番人」という川根本町の使命を自覚し環境負荷の低減に配慮した業務を執行します。町全体の意識の向上を図るため、広く町民にも啓発・広報・事業活動を推進します。
- ②リサイクルやグリーン調達を積極的に行い、公共工事やイベントなどの事業における環境負荷排出抑制に努めます。
- ③業務における省資源・省エネルギーを実践し、電気・石油・水・紙の使用量を減ずることに努めます。
- ④環境関連の法令及びその他の要求事項を遵守し、一層の環境保全に取り組みます。
- ⑤川根本町環境基本計画を制定して、環境にやさしい社会を実現するための施策を推進します。
- ⑥環境目標、環境活動計画を定め、かつそれを定期的に見直すことにより継続的な環境改善に努めます。
- ⑦この環境方針は、全職員に周知させ、町民にも公開します。

平成19年7月27日 制定

平成20年3月10日 改定

川根本町長 鈴木 敏夫

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- ・平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3では、地方公共団体は自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられています。平成20年3月に策定した「川根本町地球温暖化対策実行計画」の期間が満了を迎えたことから、新たな計画を策定し、地球温暖化対策に取り組みます。
- ・平成20年5月に環境省が策定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を認証・取得しました。このシステムは、「環境への取組を効果的、効率的に行うために、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持する」ためのもので、このエコアクション21を活用し環境への取組を適切に実施することで、本計画の目標達成につながります。
- ・平成22年3月に策定された、「川根本町環境基本計画」では、町民、事業者、行政の三者が連携・協力して、本町の環境の保全に関する総合的かつ長期的な取組を実行していくこととしており、町内有数の事業者、消費者である行政自らが、計画の達成に向けて率先して温室効果ガスの削減に取り組む意義と効果は大きく、また、地域における取組を促進するための基盤作りを担う責務があります。

2 計画の目的

本実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、当町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を抑制し、行政として環境に配慮した取組の推進を図るとともに、地域住民や事業者が温室効果ガスの排出抑制に関して行う活動の促進を図ることを目的とします。

3 計画の範囲

本実行計画は、本町が実施する全ての事務・事業を対象とします。ただし、他者に委託等して行う事務・事業（指定管理者制度を含む）、請負等により事業を実施している場合は、原則として対象外とします。

4 計画の期間

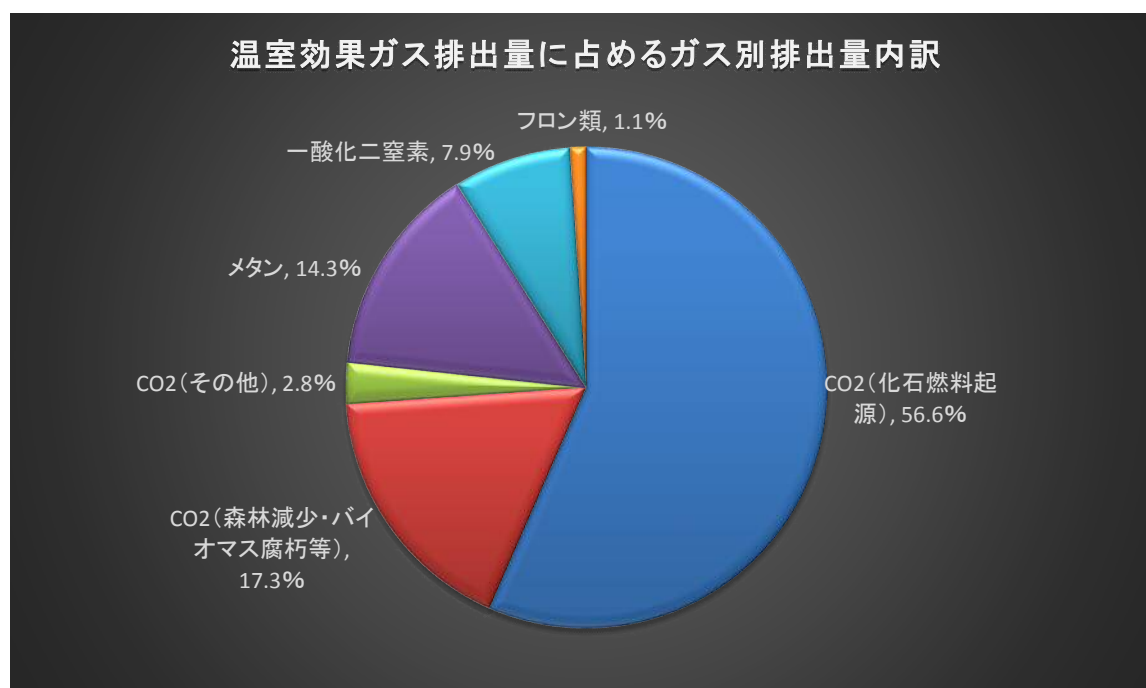
本実行計画の期間は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間とし、温室効果ガスの排出量を算定する基準年度は平成24年度（2012年度）とします。

また、本計画は本町の温室効果ガスの排出状況や社会状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6物質であるが、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が2007年 (平成19年) に取りまとめた第4次評価報告書によると、温室効果ガスのうち二酸化炭素の占める割合は76.7%とされており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいことから、当町においては二酸化炭素のみを対象とします。

その他の5物質については、当町における排出量が少ないと予想されることや、排出量の算定が困難であることから、対象外とします。

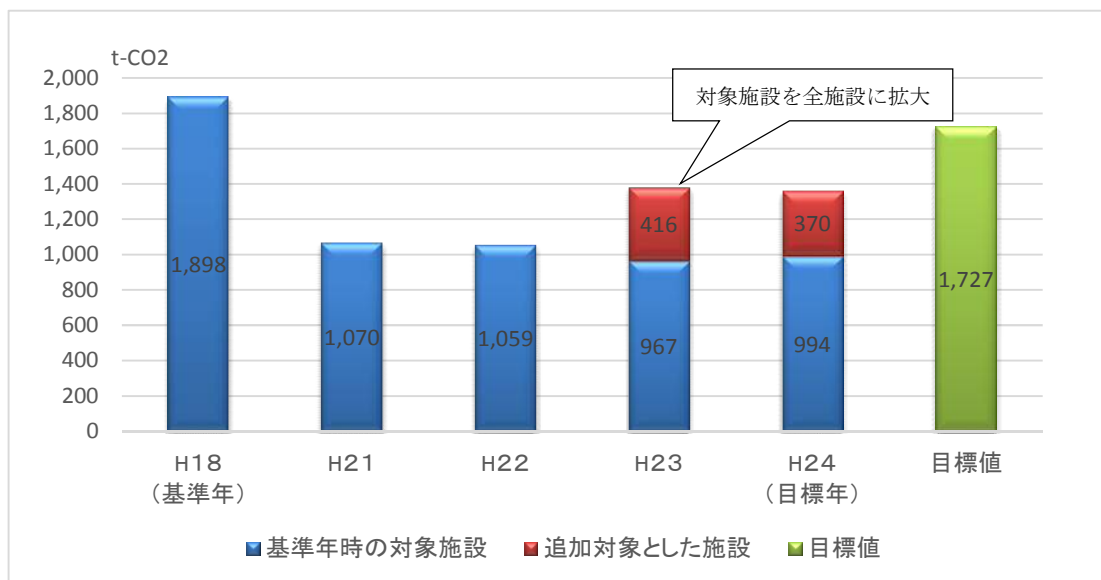


出典：「気候変動2007：統合報告書」政策決定者向け要約

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 排出状況の推移

- ・本町では、平成20年3月に「川根本町地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成24年度における温室効果ガスの排出量を平成18年度に対し9%（170,812kg-CO₂）削減する目標を設定し、温室効果ガスの削減に取り組みました。
- ・また、同年5月には環境省が策定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を認証・取得し、町の事務・事業における温室効果ガスの排出量を把握し、結果を検証することでその削減に努めました。
- ・こうした取り組みによる職員の意識の高揚や、新エネルギー機器の導入、また東日本大震災による原子力発電所事故に伴う電力供給状況の変化等により、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。



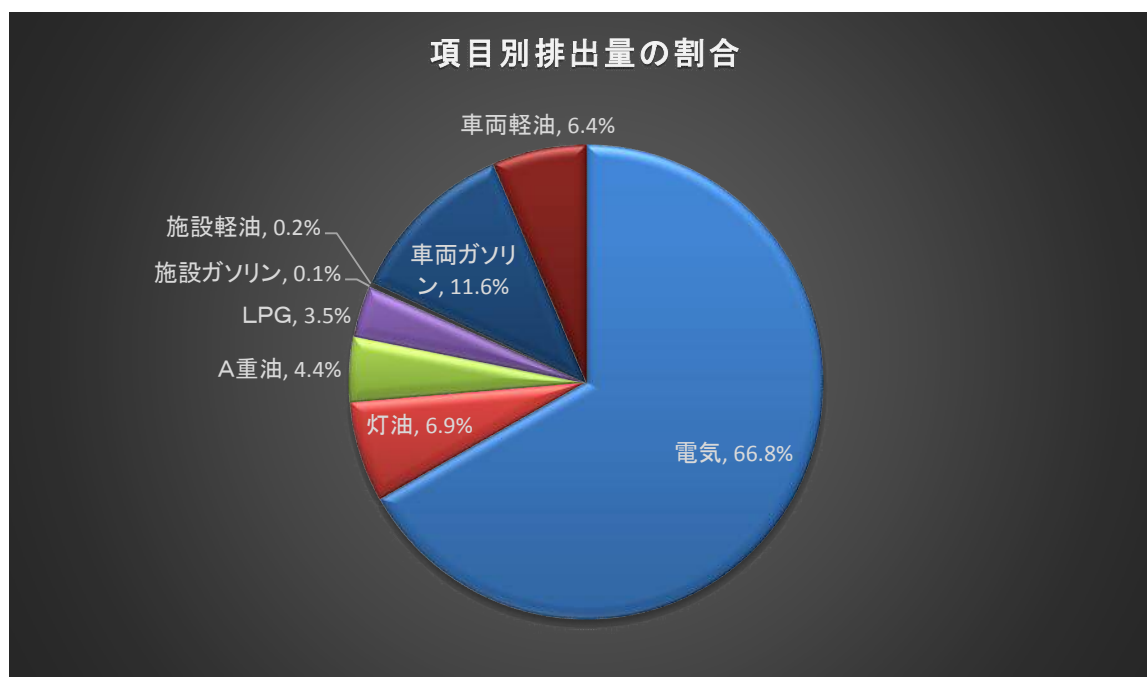
2 基準年度（平成 24 年度）の排出状況の詳細

(1) 総排出量

1, 3 6 3, 7 0 4 kg-CO₂

(2) 発生源別排出状況

項 目	使用量	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
電 気	2, 185, 001kwh	911, 145	66. 8
灯 油	37, 635L	93, 696	6. 9
A重油	22, 300L	60, 433	4. 4
L P G	15, 822 m ³	47, 389	3. 5
施設ガソリン	779L	1, 808	0. 1
施設軽油	1, 240L	3, 254	0. 2
車両ガソリン	60, 405L	158, 506	11. 6
車両軽油	33, 336L	87, 473	6. 4
計		1, 363, 704	100



第4章 計画の目標と方針

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本実行計画では、町が実施する全ての事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を以下のとおり定めます。

平成24年（2012年）度を基準とし、平成30年（2018年）度の温室効果ガスの排出量を30%削減する

項目	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	削減率	削減値
温室効果ガス排出量	1,363,704kg-CO2 (平成24年度)	953,773kg-CO2 (平成30年度)	30%	409,931kg-CO2

2 取組方針

本計画の目標を達成するため、以下のとおり「取組方針」を定め温室効果ガスの排出量を削減するとともに、その他の取組も併せて実施することで、町として環境問題の改善に寄与します。

取組方針	取組項目
電気使用量の削減	◇照明機器・空調機器の適正管理 ◇電気機器の適正管理・使用
施設における燃料使用量の削減	◇適正な燃料使用と抑制
車両における燃料使用量の削減	◇公用車の適正使用と燃料抑制 ◇低燃費車の導入
廃棄物の削減、リサイクルの推進	◇ゴミの発生抑制と適正処理 ◇紙使用量の抑制 ◇リユース・リサイクルの推進
水道使用量の削減と健全な循環形成	◇節水の推進 ◇適正な排水処理の実施
事務用品購入における環境配慮	◇グリーン購入の実施
公共工事に伴う環境負荷低減	◇建設機械の効率利用、省エネ機械の導入 ◇騒音・振動・ばい塵飛散防止対策、排水適正処理 ◇建設廃材の再資源化と適正処理、リサイクル資材の利用促進
法令等の遵守	◇環境に関する法令等の遵守

3 取組目標

前記の方針に基づいた取組の数値目標として、以下のとおり「取組目標」を定めます。

取組方針	取組目標	基準値 (H24年度)	⇒	目標値 (H30年度)
		電力使用量の削減	◇電力使用量	2,185,001kwh
施設における燃料使用量の削減	◇灯油使用量	37,635L	5%削減	35,753L
	◇A重油使用量	22,300L	3%削減	21,631L
	◇LPG使用量	15,822m ³	5%削減	15,030m ³
	◇施設ガソリン使用量	779L	3%削減	756L
	◇施設軽油使用量	1,240L	3%削減	1,203L
車両における燃料使用量の削減	◇車両ガソリン使用量	60,405L	10%削減	54,365L
	◇車両軽油使用量	33,336L	5%削減	31,670L
廃棄物の削減、リサイクルの推進	◇ゴミ排出量	12,288kg	3%削減	11,919kg
	◇紙使用量	1,621,350枚	15%削減	1,378,150枚
水道使用量の削減と健全な循環形成	◇水道使用量	37,085m ³	3%削減	35,972m ³
事務用品購入における環境配慮	◇グリーン購入率	75%	25%向上	100%
公共工事に伴う環境負荷低減	◇建設廃材の再資源化率	56%	14%向上	70%

4 取組項目

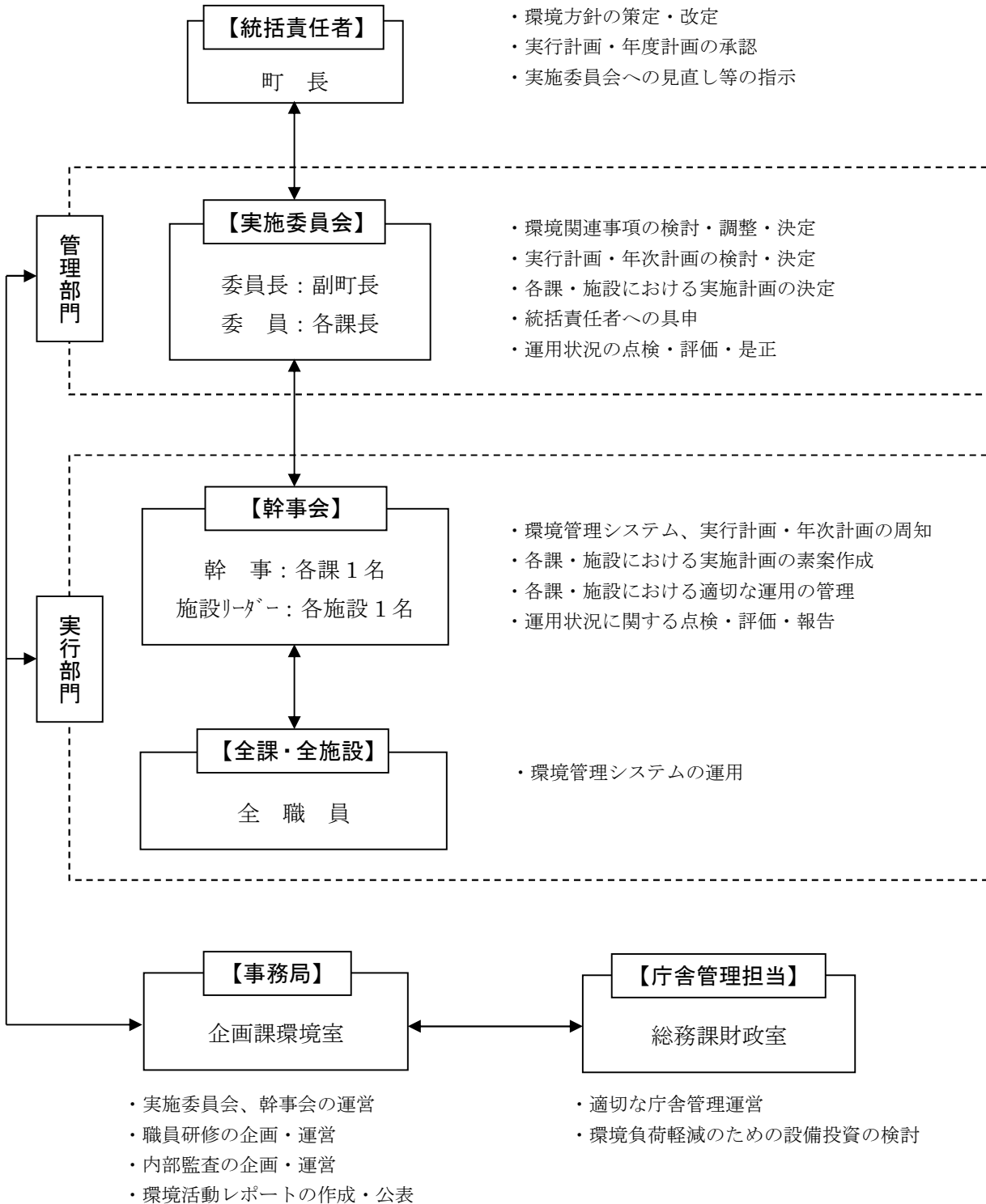
前記の取組目標を達成するため、以下のとおり取組項目を定め、全課・全施設において温室効果ガス排出量削減及び環境に配慮した事務・事業を実施することとします。

◎電気使用量の削減
事務室内の照明は、自然光で必要照度が得られる場合には可能な限り消灯する。
トイレや会議室、更衣室等の使用頻度が低い場所の照明は、普段は消灯し必要な場合のみ点灯する。
定時退庁日の取組を徹底する。
照明機器は、可能な限りLED等の省エネルギー機器へ転換する。
ノートパソコンは、離席時や着席時でも長時間使用しない場合はふたを閉じる。1時間以上離席する場合は電源を切る。
デスクトップパソコンは、スリープモードの開始時間を5分に設定する。1時間以上離席する場合は電源を切る。
コピー機及びプリンターは、平日は省エネモードにし、夜間・休日は主電源を切る。
冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房20℃とする。扇風機を併用して効率的な空調管理を行う。
18時以降は空調は使用しない。(扇風機は使用可)
使用していない部屋の空調は停止する。
クールビズ、ウォームビズを実施し、冷暖房の使用を抑制する。
エレベーターの使用を控え、階段使用を励行する。
テレビ、電気ポット、電子レンジ等の電化製品の使用は必要最低限とする。
◎施設における燃料使用量の削減
ボイラー機器の定期点検、適正管理を行い、燃料の損失を防ぐとともに、不具合を早期発見し修繕を行う。
ボイラー機器等は、可能な限り省エネルギー機器へ転換する。
◎車両における燃料使用量の削減
車両購入の際は、環境負荷低減に配慮した製品を選定する。
公共交通機関の利用、公用車の相乗り等により、公用車の使用削減に努める。
アイドリングストップや低燃費運転を励行する。
定期的な車両の整備・点検を実施し、燃費を向上させる。
◎廃棄物の削減、リサイクルの推進
使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
リターナブルボトルの製品を優先的に使用・購入する。
丁寧な使用、修理等を行い、備品・製品の長期使用に努める。
分別回収ボックスの設置や掲示物の掲示により、来庁者や施設利用者に対する分別を呼びかける。
ミスプリ用紙、古封筒、付箋等、紙製品のリサイクルを徹底する。
シュレッダーの使用は必要最小限とし、機密を保持した上でリサイクルを行う。
両面印刷・両面コピーを徹底する。
庁内資料は再利用紙を使用する。
グループウェアを活用し、紙使用量を抑制する。
資料の簡素化、作成部数の見直しにより、紙使用量を抑制する。
コピー、印刷時には、サイズ・色・方向等を確認し、ミスプリントを防ぐ。
保存年限を経過した文書は定期的かつ適正に処分し、リサイクルを推進する。
廃食油を回収し、ゴミ収集車の燃料(BDF)としてリサイクルする。
廃棄物管理票(マニフェスト)に基づき、適正な廃棄物の処分を行う。
◎水道使用量の削減と健全な循環形成
手洗い、洗い物等、日常の節水に心がける。
トイレ内に掲示物を掲示し、来庁者・施設利用者へ節水の協力を呼びかける。
バルブを調整し、水量・水圧を適正に保つ。
水道使用量の定期点検を実施し、漏水等の不具合を早期発見し修繕を行う。
雨水利用設備等を設置し、雨水利用を促進する。
合併処理浄化槽への転換を進め、適正な排水処理を行う。
◎事務用品購入における環境配慮
エコマーク商品を積極的に購入する。
消耗品や備品、建築物の新築・増改築に対し、積極的に木製品を購入・使用する。
FSC森林認証紙、ふじのくに森の町内会間伐に寄与する紙を積極的に採用する。

第5章 推進体制

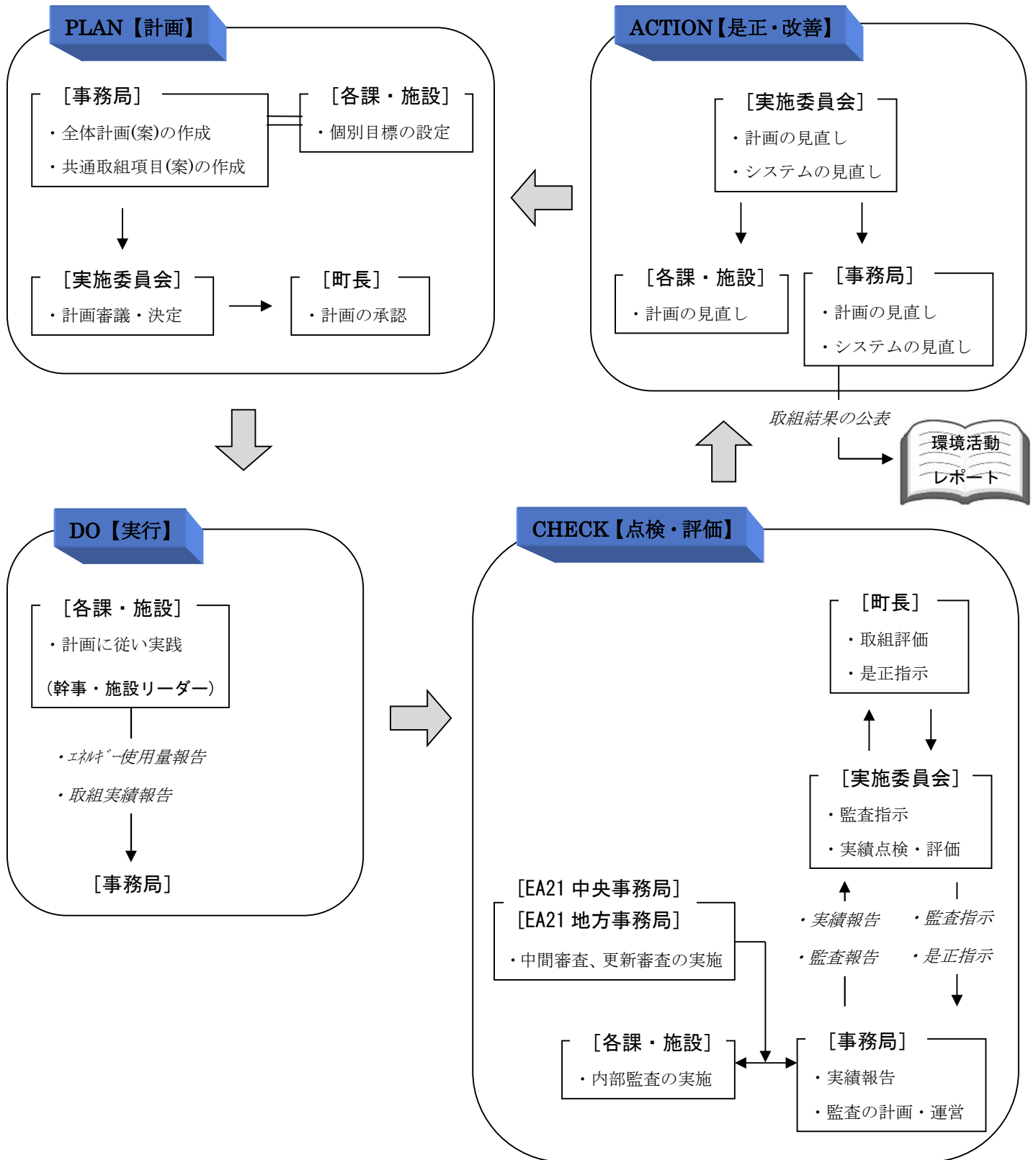
1 推進体制

本実行計画では、エコアクション 21 で運用している推進体制を活用することとします。



2 進行管理

本実行計画では、P D C Aサイクルに基づき、計画の作成、実行、点検・評価、是正を以下のとおり実施します。



3 職員への啓発

本実行計画を全庁的なものとして推進していくためには、職員一人ひとりが計画の目的や内容を理解し、環境保全のために積極的・自主的に取り組むことが必要です。そこで、計画に関する情報発信・提供や研修等の実施により、全職員への普及啓発を図っていくこととします。

(1) 計画の周知

本計画を各課・施設に配布するとともに、庁内 LAN を通じて全職員に周知します。また、進捗状況について情報提供を行い、計画達成に向けた情報の共有を図ります。

(2) 研修の実施

職員研修等において、本計画についての周知を行うとともに、環境意識を高めるための研修を実施します。

4 監査

本計画の推進にあたっては、各課・施設間での相互の内部監査と、エコアクション 21 による外部監査を実施し、進行管理体制の構築・運営状況を検証します。

5 公表

取組の透明性を確保するとともに、町民・事業者への普及啓発の一環として、本計画の内容、進捗・達成状況を町ホームページにて公表します。また、公表した内容に対する町民からの意見を受け入れるための体制を整備します。

- ・町民への公表方法 ———— エコアクション 21 環境活動レポート
- ・町民からの意見受入 ———— 電話・FAX・E-mail 等

(担当課)

川根本町企画課環境室

電話 0547-56-2221

FAX 0547-56-2235

E-mail kikaku@town.kawanehon.lg.jp